

地域子ども・子育て支援事業の見直し（素案）

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

同法に基づき、堺市では平成27年3月に事業計画を策定し、各業を実施してきましたが、今回、計画値と実績値との間に大きな乖離がある事業や、新たに施策を追加した事業について、中間期の見直しを実施することとしました。

※各事業の実績、見直し後の値の一覧は別紙のとおりです。

事業名	見直し
利用者支援事業	有
みんなの子育てひろば事業	有
地域子育て支援センター事業	有
キッズサポートセンターさかい事業	有
民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／堺市一時保育事業（公立保育所）	有
私立幼稚園預かり保育推進事業	有
市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施	有
乳児家庭全戸訪問事業	無
育児支援ヘルパー派遣事業	無
子育てアドバイザー派遣事業	有
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	有
子育て短期支援事業	有
時間外保育事業	無
病児・病後児保育事業	有
放課後児童健全育成事業	有
妊婦健康診査	有
実費徴収に係る補足給付を行う事業	有
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	有

以下では、今回の見直し対象となった事業ごとに、見直し内容を示していきます。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実にかつ円滑に利用できるようなコーディネーターが必要です。子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、つどいの広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、区役所子育て支援課の子育て支援コーディネーターが支援を行います（基本型）。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センターの保健師が母子保健コーディネーターとして専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います（母子保健型）。

【見直し理由】

国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しています。本市では、従来の利用者支援事業（基本型）に加え、保健センター保健師の専門性を活かした相談支援を行う母子保健型を実施することにより、両者の連携を取りながら子育て世代への更なる支援につなげていく必要があるため。

【見直し前】

(単位:箇所数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7



【見直し後】

(単位:箇所数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	7	15	15	15	15
確保方策	7	15	15	15	15

※量の見込みの考え方：【基本型】各区に1箇所 【母子保健型】各区に1箇所（堺区は2箇所）

※確保方策の考え方：子育て支援コーディネーター及び保健師の配置箇所数

(2) みんなの子育てひろば事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営にかかる経費の一部補助を行います。

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置していくために、「まちかど子育てサポートルーム」と「子どもルーム」を統合・再編し、平成26年10月から新しく「みんなの子育てひろば」として実施しています。概ね中学校区に1か所程度の開設をめざします。

【見直し理由】

計画策定時は、当事業の構築前に実施していた「まちかど子育てサポートルーム」と「子どもルーム」の利用実績をふまえてニーズ量を見込んでいたが、現在の利用状況を勘案してニーズ量を見直すものです。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	100,200	100,200	100,200	100,200	100,200
確保方策	84,000 (30か所)	100,200 (36か所)	100,200 (36か所)	100,200 (36か所)	100,200 (36か所)



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し後)
量の見込み	64,719	71,363	76,300	81,300	85,000
確保方策	64,719 (29か所)	71,363 (31か所)	76,300 (33か所)	81,300 (35か所)	85,000 (36か所)

※量の見込みの考え方：延べ利用児童数

※確保方策の考え方：延べ利用児童数（設置箇所数）

(3) 地域子育て支援センター事業

【事業内容】

地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

平成 26 年 10 月に西区役所内に親子が集い、交流できる常設の広場を開設して以降、平成 28 年 3 月までに美原区・中区・東区・南区・北区役所においても同様の広場を開設・運営しています。

【見直し理由】

計画策定時の見込みに比して、区役所子育てひろばの利用が想定より多くなったことから、現在の利用状況を勘案してニーズ量を見直すものです。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100
確保方策	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	22,675	36,862	37,000	37,000	37,000
確保方策	22,675 (7 か所)	36,862 (7 か所)	37,000 (7 か所)	37,000 (7 か所)	37,000 (7 か所)

※量の見込みの考え方：延べ利用児童数

※確保方策の考え方：延べ利用児童数（設置箇所数）

(4) キッズサポートセンターさかい事業

【事業内容】

株式会社高島屋・株式会社ボーネルンド・厚生労働省大阪労働局と締結した基本協定書に基づき、子どもとその保護者等が「遊び」を出発点に集い、交流し、気軽に相談できる子育て支援の場を提供することで、子育てに関する不安感や負担感を軽減するとともに、まちの賑わいづくりに資することを目的として、平成 26 年 4 月に開設したキッズサポートセンターさかいにおいて、以下の事業を行います。

- (1) 子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供
- (2) 保護者等の子育てに関する相談
- (3) 絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施
- (4) 発達障害児支援事業
- (5) 子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施
- (6) 親子の室内遊び場「キドキド」(ボーネルンドが事業主体)
- (7) イベントスペースの運営(高島屋が事業主体)
- (8) 堺マザーズハローワークとの提携
- (9) その他

当初計画のとおり、平成 26 年度から 30 年度までの 5 か年事業として、毎年度、事業の検証を行い、効果的に運営を行っていきます。

【見直し理由】

計画策定時の見込みに比して、当初より市内就学前児童の利用人数が増加しており、現在の利用状況を勘案してニーズ量を修正するものです。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
確保方策	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)※



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	25,173	24,610	25,000	25,000	25,000
確保方策	25,173 (1 か所)	24,610 (1 か所)	25,000 (1 か所)	25,000 (1 か所)	25,000 (1 か所)

※量の見込みの考え方: 「堺市つどい・交流のひろば」における延べ利用児童数

※確保方策の考え方: 延べ利用児童数(設置箇所数)

(5) 民間保育所等一時預かり事業(民間保育所等)／堺市一時保育事業(公立保育所)

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、保育所や認定こども園で保育を実施します。

本事業は、保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を大きく担っていることから、保育需要に的確に対応するための体制を今後も確保していきます。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みでは利用児童数が継続的に増加することとしていたが、実態に合わせ、利用児童数も見直したものの。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22,740	25,540	28,140	30,510	32,800
確保方策	22,740	25,540	28,140	30,510	32,800



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	20,072	17,735	18,000	18,200	18,700
確保方策	20,072	17,735	18,000	18,200	18,700

※量の見込み・確保方策の実績の考え方：一般型一時預かり事業延べ利用児童数。

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：平成 28 年度から平成 29 年度の延べ利用児童数の増加率及び実施施設増による増加分を反映させて算出。

(6) 私立幼稚園預かり保育推進事業

【事業内容】

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の中で、教育標準時間後に在園児を預かる「幼稚園型一時預かり事業」として実施しています。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みでは利用児童数が継続的に増加することとしていたが、子ども・子育て支援新制度へ移行する施設数が頭打ちとなったため、実態に合わせ、利用児童数も見直したものの。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	49,381	77,495	84,827	104,935	122,518
確保方策	49,381	77,495	84,827	104,935	122,518



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	44,352	97,421	109,045	111,700	114,700
確保方策	44,352	97,421	109,045	111,700	114,700

※量の見込み及び確保方策の実績の考え方：幼稚園型一時預かり事業延べ利用児童数。

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：平成 30 年度、31 年度ともに実施施設増による利用児童数の増加分を加えて算出。

(7) 市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施

【事業内容】

待機児童数が多い区域、または待機児童数が多い区域に隣接する区域に立地する市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児の内、本事業の趣旨を理解し希望する者を対象に預かり保育をモデル実施しています。

【見直し理由】

当初計画策定時、それまでの実績を基に量の見込みを設定し、概ね横ばいで推移すると見込んでいたが、本事業の対象となる在園児数、利用実績が減少傾向にあり、量の見込みとの乖離が大きいため。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000



【見直し後】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	5,873	6,284	6,000	6,000	6,000
確保方策	5,873	6,284	6,000	6,000	6,000

※量の見込み及び確保方策の実績の考え方：利用実績による

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：実施園3園における在園児数、預かり保育利用実績等を考慮して見込み量を算出。

(8) 子育てアドバイザー派遣事業

【事業内容】

子育てに関する不安や養育上の問題を抱える家庭や、地域で自主的に運営されている子育てに関するサークル等に対して、市が実施する研修を修了した子育てアドバイザー（市民ボランティア）を派遣し、適切な育児相談、支援等を行います。また、支援等が必要な家庭を早期に把握し、当該家庭に対する見守りや適切な支援につなげるため、初めて出産した家庭全戸に子育てアドバイザーを派遣し、子育てに関する相談に応じたり、養育環境等の把握を行います。

子育ての不安や悩みを抱える家庭に対し、確実に子育てアドバイザーを派遣することができるよう、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートを行うとともに、子育てアドバイザーに対する研修を行うことにより、更なる支援力の向上につなげていきます。

【見直し理由】

計画策定時と比して、市内にみんなの子育てひろばや区役所子育てひろば等の子育て相談をできる場が増えてきていることなどから、子育てアドバイザー派遣数が減少傾向にあるため。

【見直し前】

(単位:派遣件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	85	84	84	83	83
確保方策	85	84	84	83	83
	実施体制:490 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	実施体制:530 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	実施体制:570 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	実施体制:610 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー	実施体制:650 人 実施機関:子育て支援課 委託団体等: 子育てアドバイザー



【見直し後】

(単位:派遣件数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	59	42	50	50	50
確保方策	59 実施体制:494人 実施機関:子育て 委託団体等: 子育てアドバイザー	42 実施体制:528人 実施機関:子育て 委託団体等: 子育てアドバイザー	50 実施体制:570人 実施機関:子育て 委託団体等: 子育てアドバイザー	50 実施体制:610人 実施機関:子育て 委託団体等: 子育てアドバイザー	50 実施体制:650人 実施機関:子育て 委託団体等: 子育てアドバイザー

※量の見込みの考え方：派遣件数

※確保方策の考え方：派遣件数（実施体制：従事者数）

(9) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

子育ての応援をしたい方（提供会員）と子育ての応援を受けたい方（依頼会員）からなる相互援助活動を行う会員組織を運営します。会員登録を希望する市民が、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する研修を修了すると会員登録され、相互援助活動を行います。同センターは、依頼会員からの依頼内容に応じることができる提供会員を調整して双方に紹介し、双方合意の上、活動が開始されます。

円滑な相互援助活動をめざし、提供会員を増やすため、広報活動により力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

【見直し理由】

計画策定時は、過去の利用実績をふまえてニーズ量が増えていくと予測していたが、全体として利用実績が減少傾向にあるため。

【見直し前】

(単位:活動件数)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	就学前	9,582	10,324	11,066	11,808	12,550
	就学後	7,736	7,881	8,026	8,171	8,316
確保方策	就学前	9,582	10,324	11,066	11,808	12,550
	就学後	7,736	7,881	8,026	8,171	8,316



【見直し後】

(単位:活動件数)		平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の 見込み	就学前	6,379	5,249	5,300	5,300	5,300
	就学後	8,703	7,651	7,600	7,600	7,600
確保方策	就学前	6,379	5,249	5,300	5,300	5,300
	就学後	8,703	7,651	7,600	7,600	7,600

※量の見込み及び確保方策の考え方：延べ活動件数

(10) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を行います。

宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけての預かりの夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。

「子育て短期支援事業」は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務が規定されている事業であり、現在本市では市内の児童養護施設4か所、母子生活支援施設1か所及び市外の乳児院1か所で実施していますが、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を図るために、利用者の意向を踏まえた上で、里親などへの事業実施施設数の拡充を図ります。

【見直し理由】

当初計画策定時の量の見込みに対して利用実績が大幅に上回ったため、実態に合わせ見直しを行ったもの。

【見直し前】

(単位:延べ利用日数)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	短期入所生活援助事業	330	330	330	330	330
	夜間養護等事業	15	15	15	15	15
確保方策	短期入所生活援助事業	330	330	330	330	330
	夜間養護等事業	15	15	15	15	15



【見直し後】

(単位:延べ利用日数)		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し後)
量の見込み	短期入所生活援助事業	517	459	500	520	520
	夜間養護等事業	184	260	260	260	260
確保方策	短期入所生活援助事業	517	459	500	520	520
	夜間養護等事業	184	260	260	260	260

※量の見込み及び確保方策の実績の考え方：事業利用延べ日数の実績より算出

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：年度によって実績が大きく異なり、傾向を読み難いため、過去の実績の最高値から算出している。（一の位は四捨五入）

(11) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で養育することができない児童を、専用の保育施設で一時的に保育・看護します。

また、施設型病児保育に加え、平成29年度中に、専門のスタッフが児童の自宅等へ出向き、保育を行う訪問型病児保育事業を開始する予定です。

【見直し理由】

本事業計画の目標である施設型5か所の設置を平成28年度に達成した後も施設の未設置区が存在しており、また、施設型が設置されている区においても、居住地によって施設を利用しにくい状況があることなどから、市内全域のニーズをカバーする訪問型を導入したため。

【見直し前】

(単位:延べ利用人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,500	2,500	2,600	2,600	2,600
確保方策	2,300 (4 か所)	2,300 (4 か所)	2,600 (5 か所)	2,600 (5 か所)	2,600 (5 か所)



【見直し後】

(単位: 延べ利用人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	1,232	1,770	2,600	2,600	2,600
確保方策	1,232 (5 か所)	1,770 (5 か所)	2,600 (5 か所+訪問型)	2,600 (5 か所+訪問型)	2,600 (5 か所+訪問型)

※量の見込みの実績の考え方：延べ利用児童数

※確保方策の実績の考え方：延べ利用児童数（設置箇所数）

※量の見込みの見直しの考え方：延べ利用児童数

※確保方策の見直しの考え方：延べ利用児童数（設置箇所数+手法）

(12) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室等を活用して、様々な活動を行う放課後児童対策事業（のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム）を実施しています。

「のびのびルーム」は、児童の安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行うことで、自主性・社会性・協調性を養うことを目的としています。

「堺っ子くらぶ」は、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供するもので、留守家庭等児童を対象に、児童の健全育成と子育て支援を目的とする「のびのびルーム」と、希望するすべての児童を対象に、学習の習慣づけを図る「すくすく教室」の2つを連携して実施しています。

「放課後ルーム」は、高学年児童を対象に、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することで、児童の学習の習慣付け及び意欲や関心を広げることを目的としています。

今後、就労支援事業である放課後健全育成事業を基本とした制度の統一化を図ります。また、全児童対策事業である放課後子供教室については、今後の国の動向をふまえ、実施のあり方について検討します。

【見直し理由】

放課後児童対策事業の利用児童数は増加傾向にあり、平成30年度以降についても、予測を上回る利用児童数の増加が見込まれるため。

【見直し前】

(単位:利用児童数)	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6
量の見込み	7,800	2,200	7,900	2,200	7,950	2,250	8,000	2,300	8,050	2,350
確保方策	学校共用教室の確保 「放課後子ども総合プラン」の推進(全児童対策事業と一体的・連携運用)									
放課後児童健全育成事業	6,800	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800	6,900	1,800
放課後子供教室(全児童対策)	1,000	400	1,000	400	1,050	450	1,100	500	1,150	550



【見直し後】

(単位:利用児童数)	平成 27 年度 (実績)		平成 28 年度 (実績)		平成 29 年度 (見込み)		平成 30 年度 (見直し)		平成 31 年度 (見直し)	
	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6	小1~3	小4~6
量の見込み	7,654	2,315	7,949	2,542	8,351	2,691	8,830	3,060	9,050	3,500
確保方策	7,552	2,241	7,874	2,439	8,347	2,674	8,830	3,060	9,050	3,500
放課後児童健 全育成事業	6,391	1,256	6,629	1,403	7,009	1,616	7,400	1,990	7,570	2,390
放課後子供教室 (全児童対策)	1,161	985	1,245	1,036	1,338	1,058	1,430	1,070	1,480	1,110

※量の見込みの実績の考え方:各年度5月1日時点の放課後児童対策事業利用申込者数を集計したもの

※確保方策の実績の考え方:各年度5月1日時点の放課後児童対策事業受入児童数を集計したもの

※量の見込みと確保方策の見直しの考え方:過去の量の実績をもとに、小学校区毎に放課後児童対策事業を利用する児童の割合を予測し、その割合を各年度の小学校在籍児童の推計値と掛け合わせて算出

(13) 妊産婦健康診査

【事業内容】

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中から産後に受ける健康診査について公費負担を実施します。

妊婦一人当たり14日分の妊婦健康診査の公費負担額（上限）を拡充（平成27年度101,650円⇒平成29年度118,880円）しています。また、平成29年10月から2回分の産婦健康診査の公費負担（1回あたり5,000円を上限）を実施します。

今後とも、より安心して健やかな妊娠出産を支援します。

【見直し理由】

産後うつ予防など産後初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後2週間前後と産後1か月前後の2回産婦健康診査を実施するため。

【見直し前】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	人数	7,335	7,284	7,255	7,161	7,061
	健診 回数	102,690	101,976	101,570	100,254	98,854
確保方策	人数:7,335 健診回数: 102,690	人数:7,284 健診回数: 101,976	人数:7,255 健診回数: 101,57	人数:7,161 健診回数: 100,254	人数:7,061 健診回数: 98,854	
	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年	実施場所: 医療機関、助産所 検査項目: 診察、血液検査等 実施時期:通年



【見直し後】

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し後)
量の 見込み	人数	7,150	6,853	7,255	7,161	7,061
	健診	100,100	95,942	94,488	114,576	112,976
確保 方策	人数	7,016	6,642	7,255	7,161	7,061
	健診	85,956	84,501	94,488	114,576	112,976
		実施場所:医療機関、助産所 検査項目:診察、血液検査等 実施時期:通年				

※量の見込みの考え方：妊婦健康診査Ⅰ受診者数

※確保方策の考え方：妊婦健康診査実施延件数

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を給付する事業。

【見直し理由】

当初の地域子ども・子育て支援事業計画策定後、実施することとなった事業であるため。

【見直し後】

(単位:人数)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見直し後)	平成 31 年度 (見直し後)
量の見込み	476	403	500	500	500
確保方策	476	403	500	500	500

※量の見込みの実績の考え方：申請者のうち、給付対象となる支払いがあった児童数

※確保方策の実績の考え方：給付した児童数

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：平成27・28年度の申請者のうち、給付対象となる支払いがあった児童数を基に算出

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。本事業のうち、1号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数にて量の見込みを設定している。

【見直し理由】

当初の地域子ども・子育て支援事業計画策定後、実施することとなった事業であるため。

【見直し後】

(単位:人数)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見直し後)	平成31年度 (見直し後)
量の見込み	108	260	276	292	309
確保方策	108	260	276	292	309

※量の見込み及び確保方策の実績の考え方：本事業のうち、1号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数にて算出。

※量の見込み及び確保方策の見直しの考え方：平成28年度から平成29年度の延べ利用人数の増加率を乗じて算出。